

安全の手引き

平成31年1月
在ドバイ日本国総領事館

目 次

I	防犯の手引き		
1	防犯の基本的心構え	+++++	5
2	防犯のための具体的注意事項	+++++	6
3	交通事情と事故対策	+++++	9
4	略取・誘拐対策	+++++	10
5	脅迫電話対策	+++++	11
6	子どもの親権問題	+++++	12
7	とっさの一言	+++++	12
II	緊急事態発生時の手引き		
1	平素の準備と心構え	+++++	14
2	緊急時の行動	+++++	15
3	緊急携行品の準備	+++++	16
4	緊急事態における総領事館の役割	+++++	17
5	主要緊急連絡先	+++++	18

はじめに

ドバイは物流や交通の中継地として中東において最も近代的な発展を遂げています。この過程において、積極的に外国企業を誘致し、また、少ない労働力を補うために近隣のアラブ諸国やアジア諸国より多数の労働者を雇用し、その結果、外国人居住者は人口の9割を占めるまでになっており、観光のために短期間当地を訪れる外国人も多い状況にあります。

当地の治安当局は、ビジネス環境や対外的なイメージを良好に保つため、治安の維持を重要視し、厳格な出入国管理と重大犯罪の防止に努めており、他国の大都市と比べれば「治安状況は比較的良い」と言えます。ただし、すり、ひったくり等の窃盗事件、女性や子供が被害者となる性犯罪は頻繁に発生しております。また、宗教上の慣習の違い等に起因する誤解又は好奇心等から、当地を訪問され又は当地に滞在される日本人の中には不愉快な思いをしたり、犯罪の被害者となったり、又は思わぬ形で犯罪の被疑者になったりする方がいます。

さらに、当地の国内情勢は安定しているとはいえ、中東地域全体の情勢はいまだ「不透明」と言えます。同地域の一角における争乱や紛争が当地に多大な影響を及ぼす可能性は否定できず、緊急事態に備えて計画や準備をしておく必要もあります。

この手引きは、ドバイ及び北部首長国に在留する日本人の皆様が、当地で生活される上で必要と思われる防犯上の留意点及び緊急事態発生時の留意点をまとめてみました。当地で暮らす日本人の皆様の安全対策上の参考として頂ければ幸いです。

I 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1)「自分と家族の安全は自分で守る」	平素の治安が良くても、非常時には頼るべき治安機関等もあてにならないことがあります。平素から自分と家族の安全は自分達全員で守るとの強い心構えが大切です。
(2)「予防こそが最良の危機管理」	「危険な場所に近づかない」、「防犯機器を設置する」等、予防こそ最も重要な危機管理であることを念頭に、そのための調査と経費は惜しまないことが大切です。 特に、周囲の予防状況に合わせた予防を行わなければ、「ソフト・ターゲット」として犯罪や攻撃の対象として選ばれやすくなります。
(3)「最悪に備え、行動は冷静に」	「備えあれば憂いなし」というとおり、常に最悪の事態を想定し、物心両面の準備を万全にしておけば、いざというときに冷静にゆとりを持って行動できます。
(4)「住居の安全対策が生活の基礎」	在宅の時は身を守り、不在の時は財産を守る住居は生活の基礎であり、安全対策を最優先に考える必要があります。
(5)「安全のための三原則」	「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」が安全に生活するための三原則です。「郷に入れば郷に従え」の言葉どおり、現地の文化、風俗、価値観を十分考慮した上で、他人を刺激せず目立たないように行動することが求められます。
(6)「現地に早く溶け込む」	隣人、コミュニティ、職場、他の日本人等、様々な形で情報や援助を差しのべてくれる個人や組織と安全確保のためのネットワーク作りを心掛けましょう。
(7)「精神衛生と健康管理」	心身の健康を囚えることが重要です。適度な運動、外食等、自分なりにリラックスできる方法を見つけようしましょう。心身の健康が保たれてこそ、必要なときに緊張を持続し続けることができます。

2 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

ア 集合住宅・独立家屋（共通項目）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺に落書き等はないか。 ○ 周辺に違法駐車が多くないか。 ○ 出入口付近に不審者が身を潜めるような場所や死角はないか。 ○ 出入口付近等の照明設備は整っているか。 ○ 玄関ドアの扉の強度、扉の枠の強度は十分か。 ○ 覗き穴、インターホン等、訪問者を確認する手段があるか。 ○ 玄関ドア以外の扉の強度、施錠はしっかりしているか。 ○ 窓、窓枠は丈夫な構造か。
イ 集合住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物内部に第三者が勝手に出入りできない構造か。 ○ 出入口は、管理人又は警備員によって管理されているか。 ○ 夜間の出入口管理は万全か。 ○ 駐車場の出入管理、照明設備、夜間の管理はどうか。 ○ 警報装置、火災報知器、非常ベル、非常階段はあるか。
ウ 独立家屋	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署、消防署等が近くにあるか。 ○ 目標物等が近くにあり、位置を告知しやすい場所にあるか。 ○ 周辺に照明設備（常夜灯）があるか。 ○ 敷地内への侵入の足がかりとなる樹木、構造物等はないか。 ○ 塀、柵、門等の高さ、強度は十分か。 ○ 塀、柵、門等は容易によじ登れる構造となっていないか。 ○ 防犯フィルム、鉄格子等、1階の窓の侵入対策は十分か。 ○ 2階への侵入の足がかりとなる樹木、構造物はないか。

(2) 在宅時

ア 鍵	<ul style="list-style-type: none">○ 新居に入居の際は、原則として鍵を新調する。○ 予備鍵の作成は最小限とし、家族以外に所持させない。○ 警備員、使用人等を含め他人に鍵を預けない。○ 貴重品、現金等は鍵のかかるところに保管する。
イ 警備員、使用人、訪問者等	<ul style="list-style-type: none">○ 在宅時は常時施錠する。○ 警備員等の訪問者が来た場合は、ドア越しに来訪目的を確認する。使用人にも徹底させる。○ 修理、工事等の作業の場合は、家族が複数在宅しているときに行い、必ず家族が立ち会うようにする。○ 使用人に独断での修理、工事等の依頼を行わせない。○ 使用人に家事をさせる場合は、必ず家族が在宅している時にする。○ 使用人の友人・知人を家に連れてこさせない。
ウ 電話	<ul style="list-style-type: none">○ 相手が名乗るまでこちらの名前を教えない。○ 間違い電話に対し、こちらから番号を教えない。
エ 自家用車	<ul style="list-style-type: none">○ 車は定期的に点検し、整備して良好な状態を維持する。○ 盗難防止装置、ハンドルロック等を取り付ける。○ 燃料は常に十分な量を入れておく。○ 最小限の修理道具、牽引ロープ、バッテリー用の接続ケーブル、消火器（法律で備付けが義務）、救急薬、保存水等を常備しておく。

(3) 外出時

ア スリ対策	<ul style="list-style-type: none">○ 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。○ 銀行やATMでお金を引き出す際は、周りの不審者に注意する。○ お金を支払う時には、財布の中を他人に見られないようにする。○ スポンの後ろポケット等、外から見えるところに財布を入れない。○ ウエストポーチ、ポシェット、肩掛けバッグ等は、自分の前に抱えて持つ。○ 道を尋ねられるなど人から話かけられた際にも、財布や荷物への警戒を怠らない。
イ 置き引き対策	<ul style="list-style-type: none">○ 携行するバッグ等は体から離さない。○ 携行する荷物は必ず体の直近かつ目の届く範囲に置く。○ 団体で行動している場合は、相互に荷物を監視し合う。
ウ 車上ねらい・自動車盗	<ul style="list-style-type: none">○ 車内に貴重品を残さない。○ バッグやiPadなどを車外から見える範囲に置かない。○ 停車時、信号待ちの間もドアを全てロックする。○ 短距離であっても、エンジンをかけたまま車を離れない。○ 車に防犯装備（警報機器、ハンドルロック、防犯フィルム）を取り付ける。
エ ホテル対策	<ul style="list-style-type: none">○ 貴重品は常時身に着けておくか、部屋のセーフティボックス、フロントの貴重品預かり等に預け、部屋内に放置しない。○ 在室中は常時防犯チェーンを掛けておく。○ 来訪者は必ず覗き窓で確認し、不用意にドアを開けない。○ 従業員が部屋を訪問した場合は、ドア越しに訪問目的を明らかにさせ、不審点等がある場合は、必ず電話でフロントに確認する。
オ 性犯罪対策	<ul style="list-style-type: none">○ 素肌の露出や体の線を強調した服装は避ける。○ 夜間の一人歩きは避け、複数で行動する。○ エレベーターを利用する際は特に女性の場合、見知らぬ人と2人だけの同乗は避ける。○ モール等のトイレや路地等の込み入った場所は複数で行動する。○ 見知らぬ人から車に乗るよう勧められても乗らない。
カ 警察官への対応	<ul style="list-style-type: none">○ 私服警察官から職務質問を受けた場合は、身分証明書の提示を求める。○ 職務質問の理由（嫌疑内容等）を説明するように求める。○ 警察署等への同行を求められた場合、必ずパトカー乗車の制服警察官の立会いを求める。
キ タクシー利用時	<ul style="list-style-type: none">○ 行き先地までのある程度の道程を把握しておく。○ 違法な無認可タクシー（白タク）を利用しない。○ 乗車前に運転手に行き先を告げ、知っているかどうかを確認する。○ 一人でタクシーを利用する場合は助手席に乗らない。○ メーターを使用するように指示する。値段交渉での乗車は避ける。
ク 泥棒対策	<ul style="list-style-type: none">○ 留守であることを外部から確認できないようにする。

3 交通事情と事故対策

ドバイ及び北部首長国は道路も良く整備されており、他の中東・アフリカ諸国と比べれば交通環境は良いといえますが、日本の交通事情と比較した場合、運転マナーや交通法規の遵守に対する認識に著しく違いがあり、運転する場合も、歩行する場合も十分注意が必要です。

<p>(1) 安全運転3原則</p> <p>ア 交通法規の遵守</p> <p>イ 安全運転</p> <p>ウ 飲酒運転の厳禁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルトを必ず着用（後部座席を含む。）する。制限速度、信号、車線、一時停止を厳守する。携帯電話をかけながらの運転はしない。 ○ 周囲の状況に合わせた安全速度の保持、適切な車間距離の保持、必要最低限の車線変更、十分な安全確認等を行う。 ○ 飲酒運転は重大事故につながる大変危険な行為であるとともに、飲酒運転状態で事故を起こした場合、処罰が非常に重くなる。
<p>(2) 当地の交通事情の理解</p> <p>ア ラウンドアバウト</p> <p>イ 高速道路の出口付近</p> <p>ウ ハンプス</p> <p>エ 工事等による車線の減少</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ラウンドアバウトでは「左側から来る車両」（ラウンドアバウト内を走行している車両）が優先。ラウンドアバウト進入時は、ラウンドアバウト内を走行中の車両に十分注意する。 ○ 高速道路の出口付近では、通過してしまった出口から本線上をバックしようとする車両、寸前で出口に気がつき強引に車線変更をする車両、迷って本線上で停止してしまう車両等がいるので注意が必要。 ○ ハンプス（減速させることを目的とした道路上の隆起帯）が大きい場合、十分減速しなければ車の底が地面に接触し、大きな故障の原因となる可能性がある。 ○ 工事等による車線の減少は、日本におけるほど距離にゆとりを持たせてないため、急に車線を変更する必要が生じる。高速道路上では制限速度を守り、道路上の状況に十分注意する。
<p>(3) 事故の当事者となった場合</p> <p>ア 現場保存</p> <p>イ 警察、救急への通報（999番）</p> <p>ウ 写真撮影及び記録</p> <p>エ 保険会社への通報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 軽微な事故で、車を動かせる状況であれば、路肩等、他の車両通行の妨害にならない場所へ車を移動させる。車両外に出る際は、後続車両に十分注意する。 ○ 示談には安易に応じない。 ○ 現場周辺の目標物（メトロの駅、バス停、店舗等）を把握し、速やかに警察、救急へ連絡する。 ○ 事故現場、相手の車両の損害状況、ナンバー等を携帯電話のカメラ等により撮影しておく。 ○ 保険会社に通報する。補償は、日本と同様、警察証明を取得し、保険会社に請求する。

4 略取・誘拐対策

略取（暴行・脅迫を用いた連れ去り）や誘拐（欺く行為や誘惑を用いた連れ去り）は、一般的に、対象の選定、下調べ、略取・誘拐、監禁というような段階で実行されることから、何らかの兆候をできるだけ早く察知することが被害防止につながります。

<p>(1) 「選定」対策 (選ばれない工夫)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人目を引く高級な服装、装飾品の着装は必要時のみとする。 ○ 社名等を表示した服装、装飾品の着装は必要時のみとする。 ○ 大量かつ高額な買い物は避ける。 ○ 個人、勤務先に関する資産等の情報が外部に公開されないよう注意する。
<p>(2) 「下調べ」対策 (決行場所を絞らせない工夫)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅、勤務先を出るときに周囲の状況を確認する。 ○ 通勤時間及び通勤経路を時々変更する。 ○ 行動予定を周知する必要がある場合は、真に必要な者のみを対象とする。 ○ 同じ時間、同じ場所において子供に単独行動をさせない。 ○ 平素から交通量の多い道路を通り、人の多い場所で行動するようにする。
<p>(3) 略取・誘拐対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗車後は確実にドアロックする。 ○ 知らない人には絶対について行かないよう子供に教えておく。 ○ モール等安全と思える場所であっても子供のみで行動させない。 ○ 助けを呼ぶ場合の現地語等を子供に教えておく。
<p>(4) 監禁対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冷静に、脱走するか、降参するかを判断する。脱走に伴うリスクは大きく、一般的に監禁者は被監禁者を生かしておきたいため、監禁下に留まるほうが危険は少ない。 ○ 急な動作、こちらから目を合わせる、あからさまに観察する等、監禁者を刺激する行動は避ける。 ○ 感情を統制し、監禁者への対応は丁寧に、協力的に行う。 ○ 目隠し、猿ぐつわ等を取り除こうとしない。睡眠薬等の薬物摂取を強要されても抵抗しない。 ○ 目立たない形で情報収集を行う（人数、人相、着衣、上下関係、武装、連絡手段、監禁施設の設備等） ○ 目隠しをされている場合は、周囲の音に神経を集中し、情報収集を行う。

5 脅迫電話対策

まず落ち着いて、冷静に対処し、通話内容を正確に聞き取ることが必要です。

(1) 脅迫電話を受けた時の対応	<ul style="list-style-type: none">○ 相手の声の特徴（低い・高い、男性・女性、特徴的なイントネーション等）、脅迫の内容、電話から聞こえる雑音その他電話から聞き取った状況などを可能な限りすく書き留める。○ 電話機に録音装置をつけておくことが望ましい。○ 余裕があれば、近くにいる人にメモで、今脅迫電話を受けていることを伝える。○ 通話を中断せず、質問等により会話を引き延ばし、できる限り相手の情報入手に努める。
(2) 関係機関への通報・相談	<ul style="list-style-type: none">○ 総領事館に通報し、対応策を相談する。○ 日本の本社、家族に脅迫があった旨を連絡する（秘密保持に十分注意する）。○ 時間の余裕がなく、関係者に直ちに危害が及ぶおそれがある（数分後に事務所を爆破するなどの内容）場合は、周囲に不審物はないか注意を払い、とりあえず安全な場所に避難するとともに警察に通報し、爆発物の有無等の調査を大至急依頼する。
(3) 警戒の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 脅迫が明白にいたずらと判断されない限り、必要な警戒措置（身辺の注意、出入者のチェック、警備員の雇用・増強、ホテル等安全な場所への一時的避難など）をとる。

6 子どもの親権問題

外国に移住し、外国人と国際結婚して家庭を築かれる日本人の方がいます。その一方で、これら国際結婚された方々の一部について、不幸にして結婚生活が破綻してしまった場合に、一方の親が他方の親に無断で子どもを国外に連れ出すことが問題となる場合があります、欧米や東アジアにおいて日本人が関わる事例もあります。

当地においては、父母のいずれもが親権を有する場合に、一方の親の同意を得ることなく他方の親が国外に子どもを連れ去ることは刑罰の対象となります。また、連れ去り行為は連れ去った親や残された親のみならず、子どもにも大きな影響を与えることとなります。

国際結婚をした場合、その間に生まれた子を日本に連れて帰る際にはこうした事情に注意する必要がありますので、親権に関わる具体的な問題をお持ちの方は、弁護士などの専門家にご相談ください。

7 とっさの一言

犯罪被害を受けた際の警察への緊急通報等では、簡潔に話しましょう。なお当国においては警官がアラビア語しかしゃべれないことが多いので、アラビア語も最低限覚えましょう。

日本語	アラビア語
「泥棒」	ハラーミィ
「殺人」	カトル
「強盗」	サリカ
「スリ」	ナッシュャール
「ひったくり」	サリカ フジャイーヤ
「交通事故」	ハーディス ムルーリー
「救急車」	サイヤーラ イスアーフ
「警察」	アッシュルタ
「パトカー」	サイヤーラ シュルタ
「警察を呼んでくれ」	イッタシル ビッシュルタ
「助けて」	ナジュダ（英語のヘルプでも十分通じます。）

Ⅱ 緊急事態発生時の手引き

「緊急事態」：戦争、内乱、クーデター、暴動、テロ、ゲリラ、大規模事故及び自然災害等、在留邦人の生命、身体及び財産に著しい脅威を及ぼす事態

1 平素の準備

<p>(1) 所在の明確化—在留届の提出 (旅券法第16条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドバイ、シャルジャ、アジュマーン、ウンム・ル・カイワイン、ラアス・ル・ハイマ、フジャイラの各酋長国にお住まいの方は、当館に在留届を提出してください。 ○ 既に在留届を提出されている方で、転居、電話番号等の変更、帰国あるいは家族が新たに当地にいらした情况等、在留届の記載内容に変更が生じた場合は、在留届の在留届記載事項変更届を提出してください。 ○ 在留届は郵送(Consulate-General of Japan P.O.Box9336)、FAX(04-3319292) あるいはインターネット「在留届電子届出システム」経由 (http://www.ezairyu.mofa.go.jp) でも提出可能です。
<p>(2) 連絡体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不測の緊急事態に備えて予め家族内、企業内等でのお互いの緊急連絡方法について決めておいてください。常にお互いの所在を把握できる体制にしておくことが重要です。
<p>(3) 情報収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 治安情報に関しては、平素から在留邦人の皆様に対して、外務省の発出するスポット情報や当館が発出している「お知らせ」等で情報提供を行っていますが、在留邦人の皆様におかれましても平素より各種情報の入手(現地報道、衛星テレビ、ラジオ、インターネット、地元の知人、社員等からのローカル情報等)に努めてください。 ○ 入手した特異な情報については当館(04-2938888)に提供して頂くようご協力をお願い致します。 ○ 平素からテロ事件発生の可能性の有無についての情報収集に努めてください。 ○ テロ事件発生の可能性が高い場合には、標的となるおそれのある施設や場所には極力近づかないようにし、やむを得ず立ち入る場合は滞在時間を極力短くするように努めてください。 ○ テロ事件が繰り返し発生している場所へは極力近づかないでください。 ○ 不審と思われる人物や不審と思われる物件を発見した際は、速やかに遠ざかり、要すれば警察に通報してください。
<p>(4) 籠城の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅内に、数日間籠城するための部屋を選定しておいてください。 ○ 籠城用の部屋は、シャワー及びトイレ等の水源、電源、インターネット及びテレビを接続する端子が設置されているものを選定してください。 ○ 水、食料等を十分備蓄しておいてください。
<p>(5) 避難の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時避難場所となるホテル等を複数選定しておき、家族等に周知しておいてください。 ○ 国外退避の計画を策定しておいてください。

2 緊急時の行動

<p>(1) 状況判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態が発生した場合には、まずは自宅に待機し、混乱に巻き込まれないように常に周囲の状況に注意を払い、情報を集め、正確な状況判断に努めてください。 ○ 外出時は、原則として警察、警備員等に状況を尋ね、その指示又は誘導に従ってください。
<p>(2) テロ事件に遭遇した場合の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 爆弾テロの場合、爆発は一度とは限りません。爆音を聞いたら、まずはその場に伏せてください。その後速やかに現場から離れてください。 ○ 現場から離れる際、他の逃げる人に押し倒されることもあります。倒れた場合には下敷きとならないように膝を抱えて丸くなり、人々の流れが収まるまで待つことで被害を最小限に食い止めることができます。 ○ 瓦礫等の下敷きとなった場合には、救出までに時間が掛かることも予測されますので、体力の温存に努める必要があります。埃等の有害物質を吸い込まないようにハンカチ等で口を覆い、救助隊に居場所がわかるようにパイプ等を叩いてください。大声で叫ぶことは体力消耗につながり、また、有害物質を吸い込むおそれがありますので、最後の手段としてください。 ○ ご自分の現在の状況についてご家族・知人等に連絡をしてください。状況に応じて、在留邦人の皆さんの安否確認を総領事館からも行います。
<p>(3) 自宅待機・情報収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅の戸締まりを確認し、現地報道、海外報道、衛星テレビ、ラジオ等の視聴による情報収集に専念し、引き続き自宅に待機すべきか、他の場所に避難すべきか、状況判断に努めてください。 ○ 外出中の場合は、ショッピング・モール等の施設に配置されている警察、警備員等の指示に従い、状況が許すならば帰宅し、場合によっては施設等に留まり、引き続き情報収集に努めてください。
<p>(4) 退避</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集の際には、「自宅待機を続けるべきか、避難すべきか」を見極めるように努めてください。 ○ 当地政府機関が「退避」を勧告する場合は、原則としてそれに従ってください。当地政府機関により避難所等に誘導された場合は、可能な範囲で当館にご一報ください。 ○ 外務省が「退避を勧告します」の渡航情報を発出した場合は、可能な限り一般商業便が運行している間に国外へ退避するようお勧めします。「退避を勧告します」の渡航情報の発出以降は、当館も事務所を閉鎖するか、機能が極めて限定的となります。 ○ 一般商業便が運行を停止した場合、あるいはフライトが満席の場合には、民間航空会社臨時便又は日本国政府の手配によるチャーター便を利用することが可能な場合もありますが、状況によっては陸路退避（フジヤイラ方面（シャルジャ領）やハッタ方面経由でオマーンなど）しなければならない等、選択肢が極めて限定的となる可能性が大きくなります。 ○ 事態が悪化し各自又は所属する会社等の判断により、あるいは当館の勧めにより帰国又は第三国に退避する（した）場合には、その旨当館、外務省、又は避難先の大使館・総領事館にご一報ください。 ○ 当館から国外退避を希望される方々に対し、集合をお願いする場合があります。その際、集結先等でしばらくの間待機することも考えられますので、非常用物資を持参ください。ただし、緊急時にはご自身及びご家族の生命、身体の安全を第一に考え、携行荷物は最小限にしてくださいようお願いする場合があります。

3 緊急携行品の準備

以下に列挙したのはあくまで目安です。個々のご判断により可能な範囲で必要と認められるものを準備しておいてください。

(1) 水	○ 1人1日4リットル×最低3日分（飲料水用＋洗浄用）。
(2) 食料	○ 軽量、冷蔵不要、調理不要、高カロリーのを1人最低3日分。
(3) 医薬品、衛生用品	○ 歯ブラシ、歯磨き、タオル等の洗面用具 ○ 常備薬のほか市販の風邪薬、頭痛薬、下痢止め、化膿止め用塗り薬等。 ○ ばんそうこう、ガーゼ、包帯、検温器、安全ピン、はさみ、ピンセット、綿棒、女性用品、衛生手袋等の備品。
(4) 非常用備品	○ AM・FM・短波放送受信可能なラジオ （「NHKラジオ・ジャパン」の周波数は随時変更されるので、同HP 「 https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto/ 」で要確認） ○ 懐中電灯及び予備電池 ○ 発煙筒、警笛 ○ 防塵用マスク、ガムテープ ○ 雑巾、ゴミ袋 ○ ペンチ、レンチ、シャベル ○ 缶切り、キャンプナイフ ○ 地図 ○ 衛星電話（充電器） ○ 裁縫用具 ○ 書籍、ゲーム類 ○ プラスチック密封容器、紙製食器、割り箸、キャンプ用炊事用具 ○ テント
(5) 個人用品	○ 旅券（常に残存有効期間が6箇月以上であることを確認してください）、身分証明書類（UAE 身分証明書等） ○ 銀行口座番号の控え、通帳等 ○ 保険証書類 ○ 重要・緊急連絡先控え ○ 証明書用写真数枚 ○ 自宅及び自家用車の予備鍵 ○ 小切手、キャッシュカード、クレジットカード、現金（米ドル、ディルハム） ○ 筆記用具
(6) 衣類・寝具	○ 長袖、長裾を基本とした着替え ○ 帽子、サングラス ○ 丈夫な靴 ○ 簡易マットレス、寝袋又は毛布

4 緊急事態における総領事館の役割

<p>(1) 渡航情報の発出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総領事館と外務省では平素から情報収集に当たり、当地を取り巻く情勢を分析し、緊急事態が発生する蓋然性が高まった場合は「退避してください」等の渡航情報を発出します。 ○ 渡航情報には当地への渡航を計画されている方、又は当地に在留されている皆様に対するアドバイスであり、法的拘束力はありません。ただし、情報収集による一定の根拠に基づいて発出しているものであり、「退避してください」等、当地に留まることが危険であるとの内容の渡航情報が発出された場合は、商業便が運行している間に国外へ退避していただくことをお勧めします。 ○ 渡航情報は邦人の危険予防の観点から発出するものであり、危険の発生を保証するものではありません。したがって、「退避してください」等の渡航情報を発出したにもかかわらず、結果的に国外退避が必要となる緊急事態が発生しない可能性もありますが、その際はご理解を賜りますようお願い致します。
<p>(2) 現地対策本部の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態が発生した場合、状況に応じて当館館員は事務所に集合し、現地対策本部を立ちあげ、現状の把握及び情報収集に当たります。 ○ 状況によっては中心街から離れたホテル、国境に近いホテル等に現地対策本部を設置します。 ○ 関係する政府各局等に連絡し、被害状況、緊急事態への対応状況、空港等国境等の状況、避難所の開設状況等の把握に努め、当地に在留する皆様及び日本国政府に情報提供できる体制を構築します。 ○ 総領事館からの情報提供は、必要に応じて在留届を提出されている皆様に対しSMS、ホームページ、メール、FAXを通じて行う他、個々の電話等による照会にも対応いたします。 ○ 総領事館以外の場所に現地対策本部を設置した場合、連絡先が変更又は増設された場合は、SMS、ホームページ、メール、FAX等を通じて在留届を提出されている皆様にご連絡します。 ○ SMS、ホームページ、メール、電話、FAX等が一切使用できない場合は、可能な範囲で、警察署、病院、避難所、主要ホテルにおいて必要とされる情報を掲示するように努めます。 ○ NHK 国際放送等、日本のメディアを通じて情報提供を行う場合もあります。
<p>(3) 日本人の安全確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態の発生に伴い、死傷者が多数発生した場合、日本人の被害者の有無を確認します。 ○ 在留届を基準に、当地に在留する皆様に対し、直接連絡を試みて安全を確認する場合があります。 ○ 日本人の短期旅行者等を対象として、当館で把握しているドバイ及び北部首長国のホテル（基本的に日本の主要ガイドブックに掲載されているホテル）に連絡をして、安全を確認する場合があります。
<p>(4) 国外退避の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情勢の悪化に伴い商業定期便等が運行を停止し、陸路の国境等が閉鎖され、当地に在留する日本人の国外退避に弊害等が生じた場合、日本国政府がチャーター機又はチャーターバスを手配することがあります。 ○ チャーター機等が手配されることとなった場合は、在留届を提出されている皆様に対し、SMS、ホームページ、メール、FAX等を通じて必要事項を連絡する他、日本人の短期旅行者等を対象として、当館にて把握しているドバイ及び北部首長国のホテル（基本的に日本の主要ガイドブックに掲載されているホテル）にメール、FAX等にて連絡します。 ○ 皆様個々の国外避難への支援は可能な限り行いますが、チャーター機等の手配が行われる場合は、そのオペレーションに専念しますのでご承知おきください。

5 主要緊急連絡先

在ドバイ日本国総領事館	04-2938888 (代表) 04-3319292 (FAX)
在アラブ首長国連邦日本国大使館	02-4435696 (代表) 02-4434219 (FAX)
【警察・救急・消防】 警察・救急車 (全首長国共通) 消防 (全首長国共通)	999 997
【日本政府関係】 外務省 在オマーン日本国大使館 在サウジアラビア日本国大使館 在カタール日本国大使館 在クウェート日本国大使館 在バーレーン日本国大使館	+81-3-3580-3311 (代表) (海外邦人安全課・内線2851) +968-24-601028 +966-1-488-1100 +974-4-484-0888 +965-2-530-9400 +973-1-771-6565
【ドバイ政府関係】 UAE 外務省ドバイ事務所 ドバイ首長府 ドバイ市政庁 ドバイ帰化居住庁 (入管) ドバイ民間航空庁	04-4040000 04-3533333 04-2215555 04-3980000 04-2828270
【警察】 ドバイ警察本部 シャルジャ警察本部 アジュマーン警察本部 ウンム・ル・カイワイン警察本部 ラアス・ル・ハイマ警察本部 フジャイラ警察本部	04-2292222 06-5633333 06-7409999 06-7656662 07-2356666 09-2224411
【空港】 ドバイ空港 シャルジャ空港 フジャイラ空港 アル・アイン空港	04-2245555 06-5581111 09-2226222 03-7855555

【病院】	
《ドバイ》	
SAKURA MEDICAL AND DENTAL	04-4452875 (日本語対応可)
RASHID HOSPITAL	04-2192000
AL BARAHA HOSPITAL	04-2710000
DUBAI HOSPITAL	04-2195000
LATIFA HOSPITAL	04-3241111
AMERICAN HOSPITAL	04-3367777 (3775500)
WELCARE HOSPITAL	04-2827788
THE CITY HOSPITAL	04-4359999
《シャルジャ》	
KUWAITI HOSPITAL	06-5242111
《ラアス・ル・ハイマ》	
IBRAHIM BIN OBAID ALLAH HOSPITAL	07-2223091
SAQR HOSPITAL	07-2223666
《ウンム・ル・カイワイン》	
UMM AL QUWAIN HOSPITAL	06-7656888
《フジャイラ》	
DIBBA FUJAIRAH NEW HOSPITAL	09-2446666
AL FUJAIRAH HOSPITAL	09-2242999
《アジュマーン》	
KHALIFA HOSPITAL	06-7117777
KUWAITI HOSPITAL	06-7422227
MUSHEIRIF MEDICAL CENTRE	06-7400585